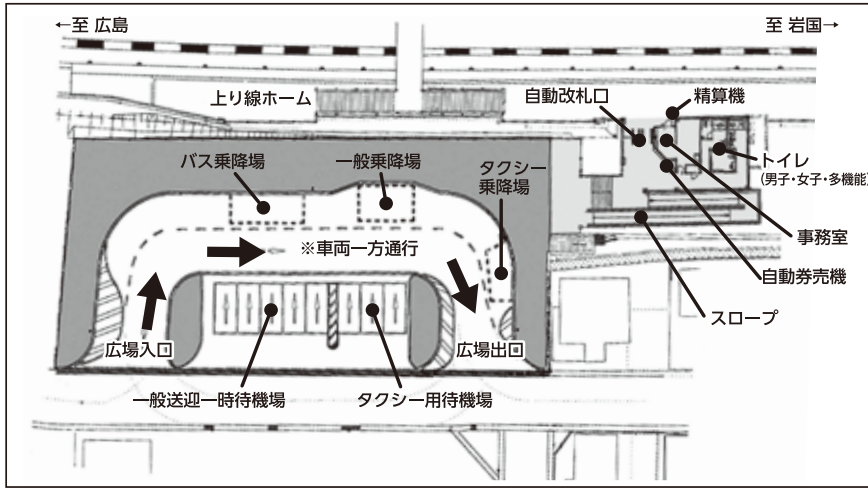


JR玖波駅西口 供用開始

問い合わせ

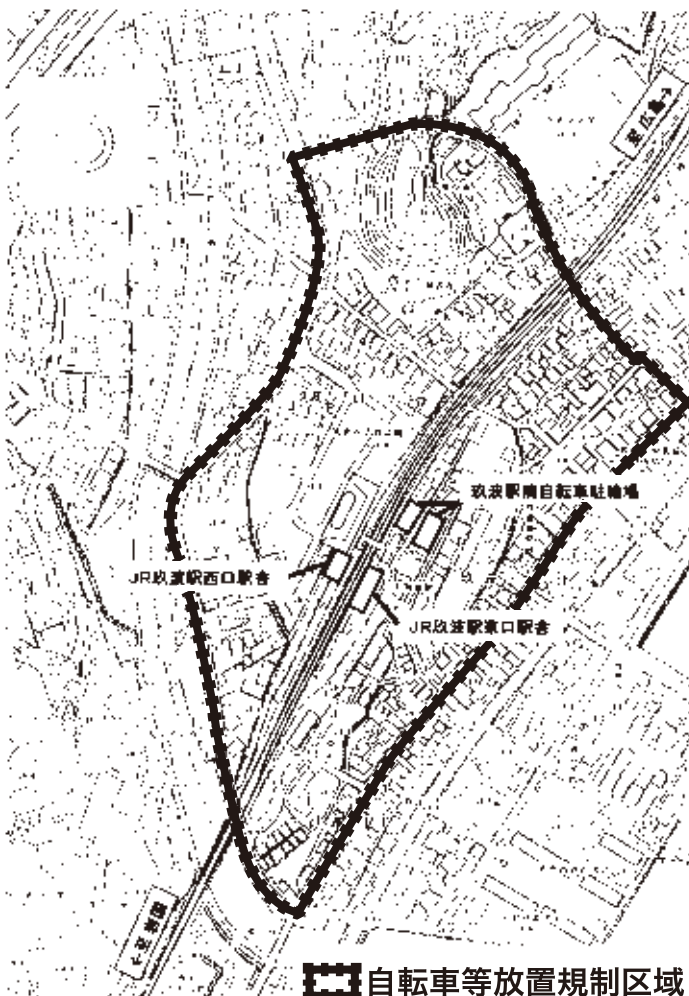
土木課 ☎2163
自治振興課 ☎2142

JR玖波駅の利便性の向上を図ることを目的に、玖波駅西口広場および駅舎の整備事業を行っていますが、9月5日(土)の始発から西口の利用ができる予定です。



自転車等放置規制区域を変更します

問い合わせ 都市計画課 ☎2167
土木課 ☎2163



JR玖波駅西口の供用開始に伴い、大竹市自転車等の放置防止に関する条例で指定している放置規制区域を変更します。すでに指定されているJR玖波駅東口周辺に、玖波駅西口周辺を追加した区域となります。

放置規制区域に置かれた自転車などはどうなるの？

これらの公共の場所に放置された自転車などは撤去の対象となり、1カ月の保管期間を経過した後、処分されます。

撤去された自転車などはどうしたら返してもらえるの？

保管された自転車などの返還を求める場合には、移動に要した費用を納めていただきます。費用は自転車1台につき1,000円、原動機付き自転車および自動二輪車1台につき2,000円です。

気を付けよう！

放置規制区域外であっても公共の場所に放置された自転車などは、管理者が必要と認めた場合には、撤去の対象となりますのでご注意ください。

自転車などは駐輪場へ

JR玖波駅西口には、駐輪場がありませんので、自転車などをご利用の方は、東口の駐輪場(約500台収容可)をご利用ください。



ご理解ご協力をお願いします。